

税目	局長	主務部課	部長	次長	課長	総括主査	主査	担当者	起案日
			所得税	総務部長	部次長		課(室)長		補佐・専門官・主査・係長
整理番号 65	合議								
編てつ番号 所-3									
名称等	(照会者) [Redacted]					照会年月日		[Redacted]	
	(役職等) [Redacted] (連絡先) [Redacted]					上申年月日		.	
広域担当						署担当			
【照会事項】 法人課税信託により新株予約権を役員等に付与した場合の課税関係について									
【照会要旨】 [Redacted] (以下「本件発行会社」という。)は、本件発行会社の代表者(以下「本件委託者」という。)が委託者となり、[Redacted] (以下「本件受託者」という。)を受託者とし、設定時には受益者が存しない信託として、法人課税信託(以下「本件信託」という。)を設定し、本件信託設定後に、本件発行会社は、[Redacted] 本件発行会社の役員及び社員(以下「本件対象者」という。)から本件発行会社の新株予約権(以下「本件SO」という。)を付与する者(以下「本件受益者」という。)及び付与する個数を決定し、本件受託者から本件受益者に本件SOを付与する制度(以下「本件制度」という。)を導入することとした。 この場合において、 ① 本件信託における課税関係は、本件委託者が本件受託者に信託財産を信託した際に、本件受託者に対して法人税が課されることから、本件受託者が本件受益者に本件SOを付与した際には課税関係は生じないものと考えて良いか。 ② 本件受託者は本件SOを時価で発行するため、本件受益者が本件SOを行使した際、課税関係は生じないものと考えて良いか。 ③ 本件発行会社が、本件SOの付与について、会社法第361条の株主総会による報酬決議を行った場合、上記の判断にかかわらず、本件受益者に対して給与所得課税が行われることはないか。									
【回答要旨】 ただし、事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は異なる課税関係が生ずることがある。									

【特記事項】 回答年月日 (■ . .) 回答相手：照会者欄・その他 () 申立て等：有・無

から、当該照会については、現状の事実関係においては、
本件SOが所得税法施行令第84条第2項に該当するか否かの疑義が生じる旨の回答で十分であり、これ
以上の検討は不要（追加の資料も提出しない）旨の申立てがあった。

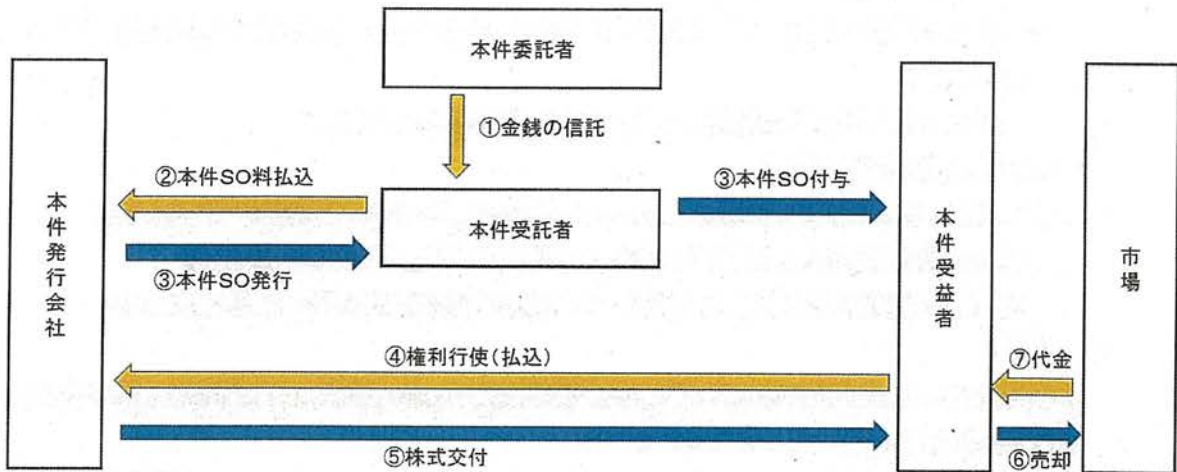
処理年月日	■ . .	署指示	■ . .	他局署	要 (. .) (⊗)	庁	要 (. .) (⊗)
-------	-------	-----	-------	-----	-----------------	---	-----------------

【検討内容】

1 事実関係

(1) 本件制度について

本件制度の概要は、下図のとおりである。



(2) [Redacted]

本件発行者会社は、本件制度の運用に当たり、本件受益者及び付与する個数を決定する際の [Redacted]

イ [Redacted]

ストックオプションの付与対象者及び付与株式数は、 [Redacted] により、決定する。

ロ [Redacted]

(イ) [Redacted]

(ロ) [Redacted]

A [Redacted]

B [Redacted]

ハ [Redacted]

(イ) [Redacted]

A [Redacted]

B [Redacted]

C [REDACTED]

D [REDACTED]

(ロ) [REDACTED]

A [REDACTED]

[REDACTED]

B [REDACTED]

[REDACTED]

C [REDACTED]

ニ [REDACTED]

[REDACTED]

(イ) [REDACTED]

(ロ) [REDACTED]

ホ [REDACTED]

[REDACTED]

(3) [REDACTED]に係る信託契約書（案）

本件委託者、本件受託者及び本件発行会社は、本件信託を行うに当たり、「[REDACTED]に係る信託契約書」（以下「本件信託契約書」という。）を締結することとしており、本件信託契約書には要旨以下のとおり記載されている。

イ [REDACTED]

本件委託者と本件受託者及び本件発行会社は、以下のとおり受益者を定めない信託契約を締結する（以下「本契約」という。）。

ロ [REDACTED]

(イ) 本契約は、将来の一時点において本件発行会社に所属する役員及び従業員（[REDACTED]以下「受益候補者」という。）

を受益者として、本件発行会社に係る新株予約権を給付することを目的とする。

(ロ) 本件委託者は、[REDACTED]

[REDACTED]金●円（以下「信託財産」という。）を本件受託者に対して信託するものとし、本件受託者は、かかる信託財産の管理を受託する（本件信託）。

(ハ) 本件受託者は、本件信託契約の定めに従い、信託財産をもって本件発行会社割当てに係る第●会新株予約権●個（本件S〇）を引受け、払い込む。

(二) 本件受託者は、信託開始日以降、[REDACTED]

[REDACTED]までの間、善良なる管理者としての注意義務をもって信託財産を管理するものとし、[REDACTED]

[REDACTED]本件信託契約に基づき決定された受益者に対して信託財産の給付を行う。[REDACTED]

[REDACTED]

ハ [REDACTED]

(イ) 本件発行会社は、以下に定めるところにより受益候補者の中から本件受益者を確定する。

A 本件発行会社は、[REDACTED]参考に、[REDACTED]

社法第 238 条第 2 項により、株主総会の決議によって発行されるものであり、税制適格ストックオプション（措法 29 の 2①）には該当しない。

ロ

ハ 本件受託会社は、前記 1(3)ロ（ハ）の本件 S O に際し適正な価額を払い込むこととし、本件 S O は、本件受益者に有利な条件若しくは金額であることとされるものに該当しない。

ニ 本件受益者に対して、株主等として本件 S O を与えるものではない。

ホ

ヘ

ト

チ 本件発行会社に勤務していない者には、本件信託に係る受給権を付与しない。

リ

ヌ 対象を役員及び従業員としていることから、

2 関係法令等

(1) 所得税法及び法人税法（信託に関する法令）

イ 法人課税信託

次に掲げる信託をいう（所法 2 八の三、法法 2 二十九の二）。

（イ）受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託（同号イ）

（ロ）受益者が存しない信託（同号ロ）

（ハ）法人が委託者となる信託で、一定のもの（同号ハ）

（ニ）投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託（同号ニ）

（ホ）資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託（同号ホ）

ロ 法人課税信託の受託者に関する所得税法及び法人税法（以下「所得税法等」という。）等の適用

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、所得税法等の規定を適用する（所法 6 の 2、法法 4 の 6）。

ハ 受託法人等に関するこの法律の適用

受託法人（法人課税信託の受託者である法人について、上記イの規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者

である法人をいう。)又は法人課税信託の委託者若しくは受益者についてこの法律の規定を適用する場合で、法人課税信託について信託の終了があつた場合又は法人課税信託(上記イ(ロ)に掲げる信託に限る。)に下記二に規定する受益者が存することとなつた場合(上記イ(イ)又は(ハ)に掲げる信託に該当する場合を除く。)には、これらの法人課税信託に係る受託法人の解散があつたものとする(所法6の3⑤、法法4の7⑧)。

二 信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属

信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、所得税法等の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない(所法13①、法法12①)。

ホ みなし受益者

信託の変更をする権限(信託の目的に反しないことが明らかである場合に限り信託の変更をすることができる権限を除く。)を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者(受益者を除く。)は、上記二に規定する受益者とみなして、上記二の規定を適用する(所法13②、法法12②、所令52①、法令15①)。

なお、受益者とみなされる者には、信託の変更をする権限を有している委託者で、当該委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合も含まれることとされている(所基通13-8、法基通14-4-8)。

おつて、この場合の信託の変更をする権限とは、他の者との合意により信託の変更をすることができる権限を含むものとする(所令52②、法令15②)。

ハ 居住者が受益者の存しない信託の受益者になつた場合の取扱い

居住者が法人課税信託(上記イ(ロ)に掲げる信託に限る。)の上記二に規定する受益者となつたことにより当該法人課税信託が上記イ(ロ)に掲げる信託に該当しないこととなつた場合には、その受託法人(上記ロに規定する受託法人をいう。)からその信託財産に属する資産及び負債をその該当しないこととなつた時の直前の帳簿価額を基礎として政令で定める金額により引継ぎを受けたものとして、当該居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、当該居住者が資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引継ぎにより生じた収益の額は、当該居住者のその引継ぎを受けた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない(所法87の3①、②)。

(2) 所得税法(信託に関する法令以外)

イ 給与所得

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与等」という。)に係る所得をいい(所法28①)、給与等には、「雇用契約又はこれに準ずる関係に基づき、非独立的に提供された労務提供の対価として使用者から受けるすべてのものが含まれるから、その範囲もいわゆる基本給や手当に限らず、実質的に使用人としての地位で使用者から受けるすべての経済的利益が含まれる」とされている(コンメンタール所得税法1826頁)。

ロ 雑所得

雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲

渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう（所法35①）。

ハ 収入すべき時期等

収入金額とすべき経済的利益の価額は、その利益を享受する時における価額とされており（所法36②）、発行人から会社法第238条第2項（募集事項の決定）の決議に基づき発行された新株予約権（当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるものに限る。）で当該権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものを与えられた場合（株主等として与えられた場合（当該発行人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。）を除く。）における当該権利に係る当該価額は、当該権利の行使により取得した株式のその行使の日における価額から当該新株予約権の行使に係る当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額を控除した金額によるとされている（所令84②、84④）。

ニ 株式の譲渡に係る所得

株式等に係る譲渡所得等は、「一般株式等」と「上場株式等」に区分した上で分離課税とされている（措法37の10①、37の11①）。

ホ 株式等の譲渡に係る取得費

株式等に係る譲渡所得の金額は、資産の譲渡による所得につき、それぞれその年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額並びにその年中に支払うべきその資産を取得するために要した負債の利子の合計額を控除した残額の合計額とする（所法33③、措法37の10⑥三、37の11⑥）。

なお、譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費は、別段の定めがあるものを除き、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額とし（所法38①）、有価証券の評価額の計算の基礎となる有価証券の取得価額については、上記ハに掲げる権利の行使により取得した有価証券については、その有価証券のその権利の行使の日における価額とし（所令109①三）、上記ハに掲げる権利以外で、金銭の払込みにより取得した有価証券については、その払込みをした金銭の額（新株予約権の行使により取得した有価証券にあっては当該新株予約権の取得価額を含むものとし、その金銭の払込みによる取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）とされている（所令109①一）。

(3) 最高裁平成17年1月25日判決

当該判決では、以下のとおり、親会社から付与されたストックオプションの権利行使益は、給与所得に当たる旨判示した。

「本件事実関係によれば、B社は、A社の発行済み株式の100%を有している親会社であるというのであるから、B社は、A社の役員の人権等の実権を握ってこれを支配しているものとみることができるのであって、Xは、B社の統括の下にA社の代表取締役としての職務を遂行していたものといえることができる。そして、本件事実関係によれば、本件ストックオプション制度は、B社グループの一定の執行役員及び主要な従業員に対する精勤の動機付けとすることなどを企図して設けられているものであり、B社は、Xが職務を遂行しているからこそ、本件ストックオプション制度に基づきXとの間で本件付与契約を締結してXに対して本件ストックオプションを付与したものであって、本件権利行使益がXが上記のとおり職務を遂行したことに対する対価としての性質を有する経済的利益であ

ることは明らかというべきである。そうであるとすれば、本件権利行使益は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供された非独立的な労務の対価として給付されたものとして、所得税法 28 条 1 項所定の給与所得に当たるといふべきである。」

3 本件への当てはめ

前記 1 のとおり、本件制度は、本件信託を利用して実施するものであり、信託契約の内容により、課税関係が異なるため、まずは本件信託の内容及び課税関係について検討する。

(1) 本件信託について

イ 受益者の有無

前記 2 (1) 二のとおり、信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、所得税法等の規定を適用することとされている。

前記 1 (3) ハのとおり、本件信託においては、

受益権を取得し、本件 S O を受給する権利を得るのであるからして、その時をもって、本件受益者は本件信託の受益者となるのであって、当該時点までは、本件受益者は受益者としての権利を現に有しておらず、本件信託の受益者ではない。

ロ みなし受益者の有無

前記 2 (1) ホのとおり、信託法において、信託の変更をする権限（信託の目的に反しないことが明らかである場合に限り信託の変更をすることができる権限を除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、受益者とみなされるところ、信託の変更をする権限を有している委託者で、当該委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合には、受益者とみなされることとなる。

本件委託者は、

受益者とみなされないこととなる。

ハ 本件信託の種類

上記並びに前記 2 (1) イ（ロ）及びロのとおり、本件信託は、受益者が存しない信託に該当することから、法人課税信託に該当することとなるため、本件受託会社は、本件信託の信託資産等及び固有資産等を別の者とみなして、所得税法等の規定を適用することとなる。

したがって、本件委託者から本件受託者に対する贈与があったものとして、本件受託者において、信託財産の額に相当する受贈益を益金として認識し、法人税が課されることとなる。

(2) 本件信託に係る本件受益者の課税関係

イ 本件受託者が受益権を取得した場合の課税関係

前記 2 (1) ハ及びヘのとおり、受託者が存しない信託に受益者が存することとなった場合には、この法人課税信託に係る受託法人の解散があったものとされ、その受託法人からその信託財産に属する資産及び負債をその該当しないこととなった時の直前の帳簿価額を基礎として政令で定める金額により引継ぎを受けたものとして、当該居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、当該居住者が資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引継

ぎにより生じた収益の額は、当該居住者のその引継ぎを受けた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないとされている。

したがって、上記(1)イ同様、本件受益者が

受益権を取得した場合に、本件受託会社から資産及び負債の引継ぎを受けたものとされたことにより生じた収益の額は、本件受益者のその引継ぎを受けた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなるため、課税関係は生じない。

ロ 本件受託者が本件S Oを取得した場合の課税関係

前記1(3)ハ(ロ)のとおり、本件受益者は本件S Oを給付されることになるものの、前記2(1)二のとおり、信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、所得税法等の規定を適用することとなるため、本件受益者は、本件S Oに係る受益権を取得した時に、当該権利に応じた本件S Oを取得するものとして、課税関係が生じることとなるため、本件受益者が本件S Oを受領したときにおいては、課税関係は生じない。

(3) 本件受益者が本件S Oを行使した際の課税関係

イ 収入すべき金額

前記2(2)ハのとおり、所得税法施行令(以下「所令」という。)第84条第2項及び同項第4号において、発行法人から与えられた会社法第238条第2項(募集事項の決定)の決議に基づき発行された新株予約権のうち、一定のものについては、当該権利の行使により取得した株式のその行使の日における価額から当該新株予約権の行使に係る当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額を控除した金額を収入金額とすべき経済的利益の価額とするとされている。

前記1(4)イ、ハ及び二のとおり、本件S Oは会社法第238条第2項に基づき株主総会の決議によって発行され、本件S Oは、株主として与えられるものでもなく、本件受益者に有利な条件若しくは金額であることとされるものでもないことから、前記2(2)ハのとおり、①発行法人から与えられたものに該当するか否か、②役務の提供その他の行為による対価の全部又は一部であることとされるものに該当するか否かが所令第84条第2項第4号に該当するかの判断のポイントとなるため、以下検討する。

(イ) 発行法人から与えられたものに該当するか否か。

本件S Oは本件委託者から付与されるものとも考えることもできる。

しかしながら、前記1のとおり、本件委託者は本件発行会社の代表者であり、本件委託者の行為は本件発行会社の行為と同視し得るとも考えられるところ、

本件受益者及び付与する個数を決定することとしていることから、本件委託者の信託財産をどのように付与するのは本件発行会社にて定めているものと認められる。

したがって、本件S Oは本件受託者が本件発行会社から与えられたものに該当する。

(ロ) 役務の提供その他の行為による対価の全部又は一部であることとされるものに該当するか否か
本件S Oが、本件受益者の労務の提供の対価として給付されるものか否かについては、

前記1の事実関係

からは判断ができない。

ところで、法令上、「その他の」の前に出てくる言葉は、「後に出てくる一層意味内容の広い言葉の一部をなすものとして、その例示的な役割を果たす趣旨で使われている」(林修三「法令用語の常識」(日本評論社、1958)17頁)ことから、「役務の提供」はその後に続く「行為」という、より意味内容の広い言葉の例示として使われているものであるところ、一般に「行為」とは、「①おこない。しわざ。広義では、人間のあらゆる動作を指し、狭義では、明らかな目的観念又は動機を有し、思慮・選択・決心を経て意識的に行われる意思的動作で、善悪の判断の対象となるもの。②権利の得喪・変更など法律上の効果発生の原因となる意思活動。作意と不作為に分けられる。」とされている(広辞苑第6版924頁)。

そうすると、前記1(4)チのとおり、本件制度においては、本件発行会社に勤務していない者には、受益権を付与しないため、本件S Oは、行為の対価と認められ、所令第84条第2項第4号の権利に該当することとなる。

したがって、本件受益者は、本件S Oの行使により取得した本件発行会社の株式のその行使の日における価額から当該新株予約権の行使に係る当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額を控除した金額を収入金額に計上することとなる。

ロ 所得区分

上記イのとおり、本件受益者は、本件S Oを行使した日に収入金額に計上することとなること、所得区分が問題となる。

前記2(3)のとおり、①B社は、A社の発行済み株式の100%を有している親会社である。②本件ストックオプション制度は、B社グループの一定の執行役員及び主要な従業員に対する精勤の動機付けとすることなどを企図して設けられているものという事実認定の下において、「B社は、Xが職務を遂行しているからこそ、本件ストックオプション制度に基づきXとの間で本件付与契約を締結してXに対して本件ストックオプションを付与したものであって、本件権利行使益がXが上記のとおり職務を遂行したことに対する対価としての性質を有する経済的利益であることは明らかというべきである。そうであるとすれば、本件権利行使益は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供された非独立的な労務の対価として給付されたものとして、所得税法28条1項所定の給与所得に当たるといふべきである。」と判断している。

本件制度においては、前記1のとおり、①本件委託者からの委託を受け、本件受託会社が取得した本件S Oを本件受益者に交付することとなること、

前記1の事実関係

のみでは判断がで

きないことから、所得区分について判断することができない。

(4) 本件S Oを行使して取得した本件発行会社の株式を譲渡した際の課税関係

上記(3)イ及びのとおり、本件S Oは、所令第84条第2項に該当し、本件S Oを行使して取得することとなる本件発行会社の株式は、

前記2

(2)二及びホのとおり、「上場株式等」に係る譲渡所得として分離課税となり、当該譲渡所得の計算にお

いて控除する取得費は、権利行使の日における本件発行会社の株式の価額となる。

(以下余白)